

平成26年度船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

○ 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)に基づき、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、また、その実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないこととされている。

第10次船員災害防止基本計画(平成25年度～平成29年度)

船員災害の減少目標

第9次計画期間(20年度～24年度)の年平均値と比較して、死傷災害及び疾病の発生率を右のとおり減少させることを目標とする。

また、船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させる。

	死傷災害	疾 病
一般船舶	11%減	12%減
漁 船	15%減	5%減
全 体	13%減	10%減

船員災害対策



①作業時を中心とした死傷災害防止対策

船舶所有者は作業環境の改善等を、船員は作業時の安全確認の遵守等を行う。

②海中転落・海難防止による死亡災害防止対策

救命胴衣の確実な着用等に努める。

③漁船における死傷災害防止対策

荒天時の作業中止等、安全な操業に努める。

④高齢船員の死傷災害・疾病防止対策

高齢化による心身機能の変化等を踏まえた作業環境とする。

⑤生活習慣病等の疾病防止対策

疾病の予防対策の実施や、健康意識の向上を図る。

⑥その他の安全衛生対策

外国人船員への対策のほか、海上労働条約の国内法化に基づく取組の推進を図る。

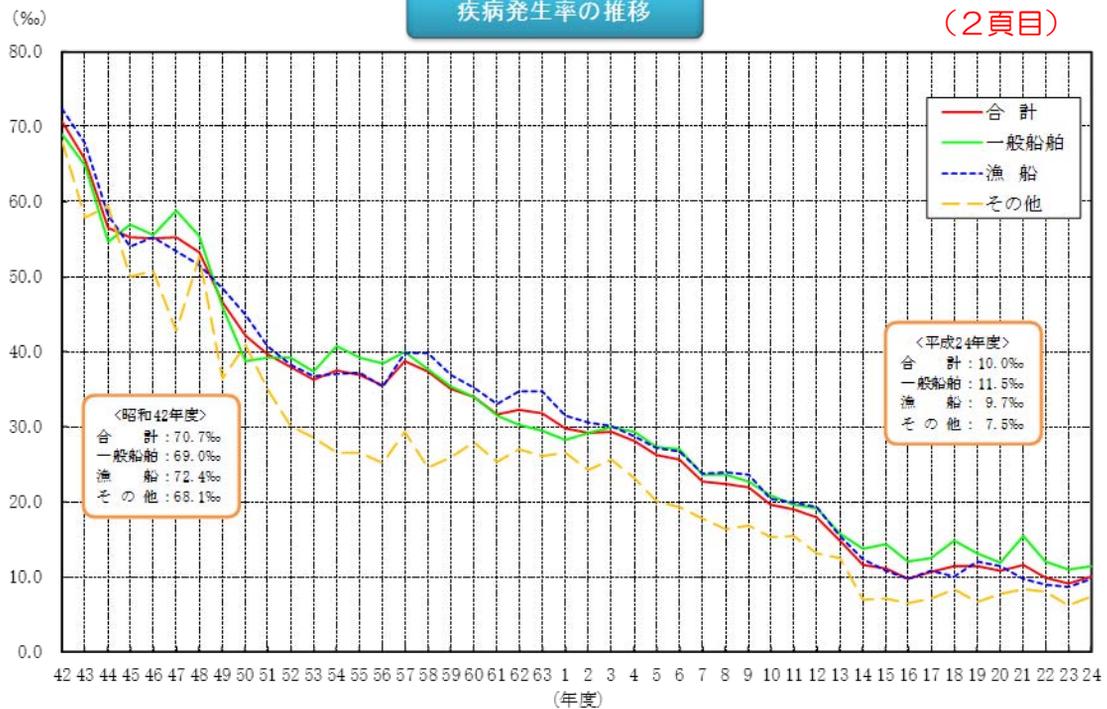
災害発生率の推移

(計画 2頁目)



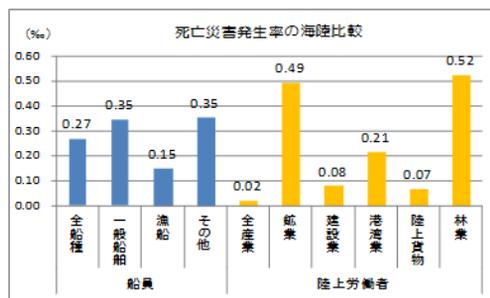
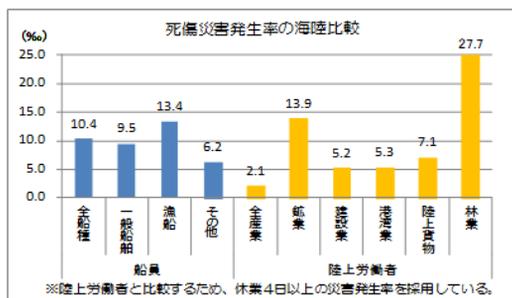
疾病発生率の推移

(2頁目)



○平成23年(度)陸上の災害発生率との比較

(1頁目)



船員災害発生状況

○平成24年度船員災害発生率（休業3日以上；年間千人率）

（1頁目）

	合計	一般船舶				漁船	その他
		計	外航	内航 (大手)	内航 (その他)		
合計	21.0% [6.6%増] (1,393人[76人増])	20.3% (527人)	17.0% (83人)	24.7% (65人)	20.6% (379人)	25.1% (665人)	14.4% (201人)
死傷災害	11.0% [4.8%増] (731人[24人増])	8.8% (228人)	3.9% (19人)	14.4% (38人)	9.3% (171人)	15.3% (407人)	6.9% (96人)
疾病	10.0% [9.9%増] (662人[52人増])	11.5% (299人)	13.1% (64人)	10.2% (27人)	11.3% (208人)	9.7% (258人)	7.5% (105人)

※「内航（大手）」とは、使用船員100人以上の船舶所有者

※（ ）内は発生人数、[]内は前年度比

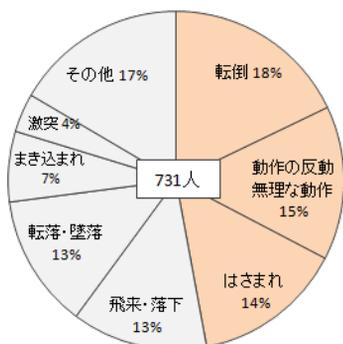
個別の船員災害の傾向と対策

1. 作業時における死傷災害と対策

傾向

（3頁目,10頁目）

態様別船員災害発生状況



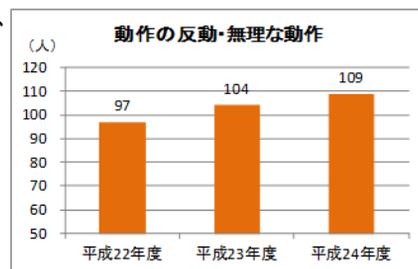
○従来より「転倒」(18%)、「はさまれ」(14%)が多い。

○近年、「動作の反動・無理な動作」(15%)が増加している。

○「転倒」は甲板上の通路、階段等でのつまずき・滑り等によるものが多い。

○「動作の反動・無理な動作」は不用意に飛び降りた際や、用具・工具使用時の無理な動作によるものが多い。

○「はさまれ」は漁ろう装置、漁具・漁網、甲板装置等動力機械にはさまれたものが多い。



対策

船内安全衛生委員会や作業前ミーティング等を通じて作業基準や手順の確認、ヒヤリハット事例集の活用やKYT（危険予知訓練）、KYK（危険予知活動）等の導入を含めたりスク低減対策の推進、若年船員等への積極的な安全衛生指導の実施等を行う。

（6～7頁目）

- 「転倒」
船内の整理整頓や急な動作を控える等の対策を行う。
- 「動作の反動無理な動作」
移動の際にはタラップ等を確実に使用する、作業方法等を再検討する等の対策を行う。
- 「はさまれ」
動力部には適切に覆いをつける、不必要に近寄らない等の対策を行う。

（10～11頁目）

2. 死亡・行方不明率の高い災害と対策

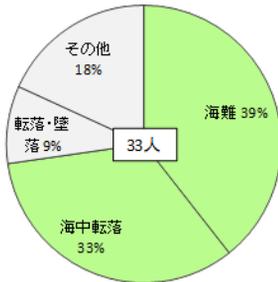
傾向

(4頁目)

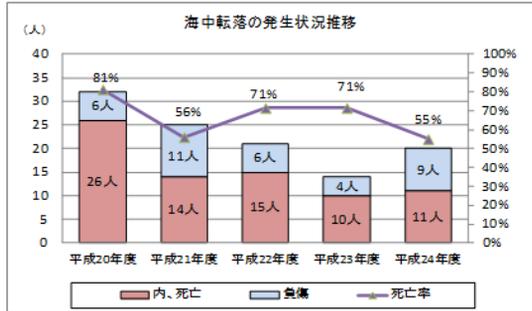
○海難(39%)と海中転落(33%)で大半を占める。

○海中転落の特徴として、死亡率が非常に高い(55%)。

死亡・行方不明となった災害の種類



海中転落の発生状況推移



対策

○海難の対策としては、運輸安全マネジメント評価の活用、航行支援装置の導入等を行う。

○海中転落の対策としては、作業用救命衣等保護具の使用、乗下船時における舷てい等の使用・注意喚起、波浪発生時の対策、海中転落に備えた対策、生存対策講習会の受講等の対策を実施する。

(12~13頁目)

3. 漁船における死傷災害と対策

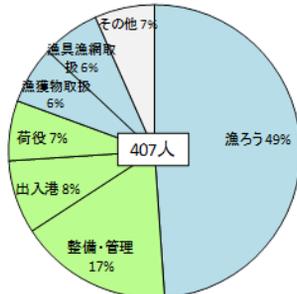
傾向

(4頁目,14頁目)

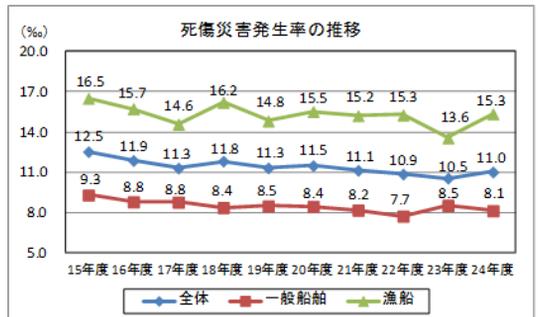
○一般船舶よりも災害発生率が高くなっている。

○漁ろう作業、漁獲物取扱作業、漁具・漁網取扱作業の漁船特有の作業中に多く発生(61%)している。

作業別死傷災害発生割合(漁船)



死傷災害発生率の推移



対策

○漁具・漁網等の投下等の作業中の安全確保を行う。

○ワイヤー・ロープ等による「飛来・落下」対策を行う。

○甲板等の魚の血のり等の清掃、転倒防止用のロープを張る等の「転倒」防止対策を行う。

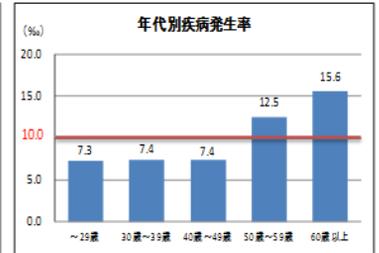
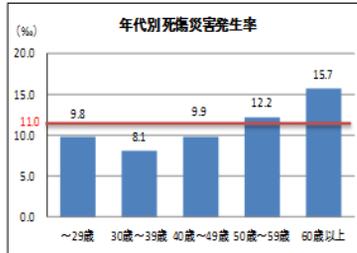
(14~15頁目)

4. 高年齢船員の死傷災害・疾病と対策

傾向

(5頁目、16頁目)

- 50歳以上の高年齢船員は、死傷災害・疾病ともに高い発生率を示している。
- 高年齢船員の死傷災害の要因として、「慣れ」からくる油断や加齢による体力等の低下により適切な動作ができないことが考えられる。



対策

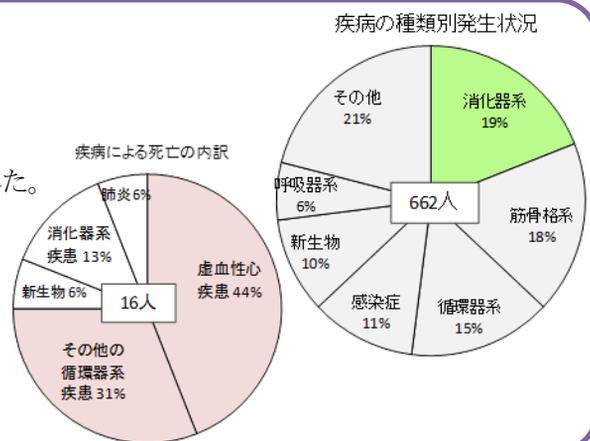
- 自身の体力等を把握し、慣れた作業も初心に立ち返り作業にあたる。
- 意思の伝達、合図は特に大きな動作をする等明瞭、明確な方法を用いて連絡する。
- 筋骨格系の疾病が多いため、準備運動の実施や中腰等の無理な動作をしない。(16頁目)

5. 生活習慣病等の疾病対策

傾向

(5頁目)

- 生活習慣病(消化器系、循環器系、新生物)が多い。
- 筋骨格系も引き続き多い。
- 24年度はインフルエンザの流行もあり、感染症が倍増した。
- 疾病による死亡の75%は循環器系疾患が占めている。



対策

- 生活習慣病等の健康教育を徹底し、作業環境の整備等の健康管理対策を推進する。
- 食生活の改善、飲酒・喫煙の節制、適度な運動の実施等日常的な対策を行う。
- 船内で食事を作る者に対しては、適切な教育を実施する。
- インフルエンザやノロウィルス等の感染症対策として、うがい、手洗い、消毒等の実施や、感染症についての正しい知識・最新の動向の把握をする。
- 居眠りについては、疲労、寝不足、薬の服用、疾病(SAS等)が原因と指摘されているため、船員本人のみならず、船舶所有者も船員の健康管理に努める。
- 暑い日・場所での作業中の水分・塩分の補給、十分な睡眠等の熱中症対策の実施する。

(17~20頁目)

6. 海上労働条約批准に伴う改正船員法

平成26年8月5日、我が国においても発効する海上労働条約に対応し、より一層の安全対策を推進する。
(1頁目)

船内の安全衛生に関する計画の作成・実施、常時5人以上乗り組む船舶については船内安全衛生委員会を設置する。
(6頁目)

船内安全衛生委員会について (コラム) (8頁目)

月1回を目処として、定期的に船内の居住環境・作業環境、厨房設備、食糧や水の貯蔵状況及び水の量について検査を行い、記録する。
(9頁目)

栄養管理に配慮したものとなるよう、船内で調理作業に従事する者に対する船員災害防止協会「船内の食事管理」等による教育等を実施する。
(18頁目)

平成26年度船員災害の減少目標 (22頁目)

基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するため、基本計画期間中に毎年度同程度減少を目指すこととし、実施計画においては、船員災害の減少目標を死傷災害及び疾病に区分して、次のとおりとする。

死傷災害発生率の減少目標

- 一般船舶 : 3% 減
- 漁 船 : 4% 減
- 全 体 : 3% 減

疾病発生率の減少目標

- 一般船舶 : 3% 減
- 漁 船 : 2% 減
- 全 体 : 3% 減

- 船員災害による死亡・行方不明者数を2割減少させる。